



第 461 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集人 松 村 光 惟  
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717・5910

定 価 1 部 60 円

## 保安講習、7月8日から

平成 4 年度、府下各地で 52 会場

危険物取扱者保安講習は、消防法第 13 条の 23 で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者は当然、従事しているものと見なされる）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

### 受講期限は 3 年以内

受講期限は、原則として、資格を取得して危険物を取扱った日、又は保安講習を受講してから 3 年以内に受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

平成 4 年度、前期（7 月～12 月）は、別掲のとおり大阪府下全域で開催し、後期は 2 月に計画している。

また、申込書様式は 5 月下旬各消防本部で配布の予定。講習は、

- ① 化学工場
- ② 石油コンビナート

- ③ 給油取扱所
- ④ タンクローリー
- ⑤ その他一般

と 5 部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。

なお、2 月期は業種区分がすべて「その他、一般の部」で大阪市内 3 会場、茨木、堺、東大阪各 1 会場しか予定されていないので、できるだけ早期に受講されるよう計画されたい。

### 保安講習未受講は減点 4 点

消防法第 13 条の 2⑤では「都道府県知事は、危険物取扱者がこの法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、免状の返納を命ずることができる」と定められている。

ところが、その運用基準が整備されていないため、実際に返納命令を発令した例は極めて少なかったが、平成 3 年 12 月 19 日付消防危第 119 号「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」が消防庁より通達された。（通達内容については「危険物新聞」第 458 号、459 号に掲載）

運用基準の要旨は、危険物取扱者の消防法令違反行為を点数によって評価し、点数の多寡によって返納命令やその他の行政措置を行うことにより、違反の再発防止、遵法精神の向上を図り、もって違反に起因する災害を防止することが目的である。

違反項目別による点数累積が、3 年間で 20 点に達したときは返納命令発令の基準にしようとするものである。

ちなみに、危険物保安講習未受講は 4 点、定期点検未実施 4 点となっている。

“心 ・ 技 ・ 知

危険物には真剣勝負”

危険物安全運動推進キャンペーン標語

## 危険物施設の保安距離内敷地 地価税法、特別減税措置

平成4年1月1日より地価税法が施行されたが、危険物施設の保安距離内の土地等についても、減税措置がとられることとなった。

この措置に伴い、消防庁では消防関係の事務取扱要領を制定し、「地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付について」消防危第25号、平成4年3月18日付で通達されたが、その要旨は下記のとおりである。

なお、この証明書交付に関する事務処理については、各関係機関（市町村長等、窓口となる所轄消防本部）で現在調整中である。

### 地価税の課税の特例措置の適用に ついての証明書交付に関する事務 取扱要領（消防法関係）

地価税法（平成3年法律第69号）第17条第3項に基づく地価税法施行規則（平成3年大蔵省令第31号）第5条第8項の規定に基づく証明書を交付する手続きのうち消防法に係るものは、この要領に定めるところによって行うものとする。

#### 1 本要領の適用範囲

本要領は、地価税法施行規則第5条第8項の規定に基づく証明書のうち、地価税法別表第2第2号イに係るものの交付について適用するものであること。

#### 2 証明の対象となる土地等

証明の対象となる土地等は、別表の「対象となる危険物施設」欄に掲げる危険物施設ごとに、当該危険物施設の存

する事業所等の敷地のうち、当該施設の外壁その他の工作物から同表の「保安距離等」欄に定める距離中最も短い距離だけ離れた点の軌跡で囲まれた区域内の土地等又は防油堤で囲まれる区域内にある土地等であること。

#### 3 証明申請の手続き

##### (1) 証明申請

証明を受けようとする者は、原則として初めて証明を受けようとする年の前年の12月31日（平成4年1月1日に係る証明については、平成4年4月1日から平成4年6月30日）までに、別紙1の証明申請書を消防法第11条第1項の許可に係る市町村長等に提出するものであること。

ただし、地価税法施行の際（平成4年1月1日）現に同条同項の許可を受け、又は許可申請をしている者にあつては、当該施設等の変更許可の申請を行う際に、併せて提出すれば足りるものであること。

なお、上記ただし書きに該当する者であつて課税の特例の適用を受けようとする者は、当該施設等の許可書の余白に特例対象面積を補完的に自ら記入し、その算定の基礎となる8に準じた図面等を添付しておくこと。

##### (2) 証明書交付

証明を申請している土地等が、2の土地等に該当する場合には、市町村長等は、当該申請書の下段に必要な事項を記入し、証明を行うものであること。

当該証明書の交付は、原則として、証明を受けようとする年の2月末までに行うものであること。

#### 4 証明書の効力

当該証明書に係る課税時期の属する年の翌年以降の課税時期についても、当該証明の基礎となった事実（施設の位置等）に変更がない限りにおいて、当該証明書は、当該変更のない課税時期に係る証明書として効力を有するものであること。

# Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。  
新しいマルナカ、始動。

**MARU  
NAKA**

株式会社 マルナカ

□本社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530  
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1658

□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113  
TEL.(03)944-0181(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

従って、当該証明書の基礎となった事実に変更があった場合には、当該証明書は無効となるので、改めて、変更の事実に基づき申請を行う必要があること。

#### 5 二以上の特例規定の適用を受ける土地等について

一事業所に二以上の施設が配置されている場合や一事業所が二以上の法律の規制の適用を受ける場合には、当該事業所内に地価税法施行規則第5条第2項から第5項までの二以上の特例規定が重複的に適用される土地等が有り得るが、その場合いずれの規定に基づく証明を受けてもその効果は同じであること。

従って、特に、一事業所が二以上の法律の規制の適用を受ける場合の重複部分については、簡単な方法で区分し、消防法に係る証明を受けようとする部分についてのみ、本要領に基づく申請を行うものであること。

#### 6 証明申請の提出先について

証明申請書は、消防法第11条第2項に定める市町村長等に提出するものであること。

#### 7 証明申請書の記載方法について

- (1) 証明申請者の「住所」及び「氏名(名称)」は、地価税の課税の特例を受けようとする者の住所及び氏名(名称)を記入すること。
- (2) 「許可を受けた施設の所在地」は、許可の内容と同じものを記載すること。
- (3) 「適用規定」は、消防法令(消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則)の保安距離に係る適用規定を、法(令、則)第〇条第〇項第〇号等と記入すること。
- (4) 「特例規定」は、地価税法施行規則の適用規定を、第5条第2項第〇号イ、ロ、ハ等と記入すること。

#### 8 証明申請書に添付する図面の作成方法について

- (1) 図面に当該事業所の敷地部分について、地番表示を記載すること。
- (2) 図面には、当該施設の概況がわかる適宜の情報の

他、次の事項を明示すること。

- ① 当該事業所等の敷地の範囲
  - ② 敷地のおよその規模を示す一辺の長さ等
  - ③ 敷地内にある施設(課税の特例の基礎となるもの)の位置
  - ④ 特例対象土地等の範囲
  - ⑤ 特例対象土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設からの距離
- (3) 図面は、当該施設ごとに一通作成すること。
- (4) 図面には、下記の様式で特例対象範囲の面積を記載し、当該面積の算定方法がわかる簡便な資料を添付すること(様式自由)。

特例対象面積	(単位㎡)
--------	-------

#### 9 証明申請の審査方法について

証明申請書及び添付された図面について以下の事項を確認するものであること。

- (1) 申請書中の「許可年月日」、「許可を受けた者の名称」、「対象施設の所在地」及び「適用規定」について、それぞれ、許可の内容と同じであること。また、「適用規定」及び「特例規定」について、別表に掲げるものとその内容が対応していること。
- (2) 申請書に添付された図面について、
  - (イ) 敷地内にある施設(課税の特例の基礎となるもの)の位置が許可の内容と同じであること。
  - (ロ) 特例対象土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設からの距離が別表「保安距離等」の欄に掲げる地価税法施行規則第5条第2項第1号から第6号に規定する距離であること。(当該申請が、地価税法施行規則第5条第3項第1号に係る場合にあつては、対象土地等が防油堤で囲まれる区域内にある土地等であること。)

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
**ヤマトプロテック株式会社**として、  
 大きく、はばたいています。  
 今後ともよろしくお願ひいたします。



#### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒100 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)448-7151R0 ■ 警報用品科 ■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
 本社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701R0 ■ 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

別表 地価税の課税特例の対象となる保安距離等

地価税法施行規則	対象となる危険物施設	消防法令	保安距離等(根拠条文)
規則5条2項1号	製造所	法10条4項	
	イ ロ以外の製造所	令9条1項	令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 高引火点危険物の製造所	則13条の6 1項	則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
規則5条2項2号	屋内貯蔵所	令2条1号	
	イ ロ～ニ以外の屋内貯蔵所	令10条1項1号(平家建) 令10条2項(平家建以外)	令10条1項1号又は2項によりその例によつてとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 高引火点危険物の平家建 屋内貯蔵所	則16条の2の4 1項	則16条の2の4 2項1号によりその例によつてとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ハ 高引火点危険物の平家建 以外の屋内貯蔵所	則16条の2の5 1項	則16条の2の5 2項1号(則16条の2の4 2項1号)によりその例によつてとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ニ 指定過酸化物の屋内貯蔵所	則16条の4 1項	則16条の4 2項表6欄の距離又はただし書の距離(10m)
	(除く) 建築物内設置の屋内貯蔵所(20倍以下)	令10条3項	
	特定屋内貯蔵所(50倍以下)	則16条の2の3 1項	
	高引火点危険物の特定 屋内貯蔵所(50倍以下)	則16条の2の6 1項	
規則5条2項3号	屋外タンク貯蔵所	令2条2号	
	イ ロ・ハ以外の屋外タンク 貯蔵所	令11条1項1号	令11条1項1号によりその例によつてとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 引火点を有する液体危険物の 屋外タンク貯蔵所	令11条1項1号の2	令11条1項1号の2の表下欄の距離(敷地内距離)又は市町村長等が定めた距離
	ハ 高引火点危険物の屋外タンク 貯蔵所	則22条の2 1項	則22条の2 3項1号によりその例によつてとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	(除く) 特例を定めることができる 屋外タンク貯蔵所	則22条の2の5 1号 3号	岩盤タンク 海上タンク
規則5条2項4号	屋外貯蔵所	令2条7号	
	イ ロ以外の屋外貯蔵所	令16条1項1号	令16条1項1号によりその例によつてとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 高引火点危険物の屋外貯蔵所	則24条の12 1項	則24条の12 2項1号によりその例によつてとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
規則5条2項5号	給油取扱所(不特定多数の者に 軽油のみを給油するものに 限る)	令17条1項	令17条1項8号の固定給油設備について、当該設備の位置に係る基準として同号に規定する距離のうち最も短い距離(道路境界線方向については4m、敷地境界線及び建築物の壁方向については2m(給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m))
規則5条2項6号	一般取扱所	令3条4号	
	イ ロ以外の一般取扱所	令19条1項	令19条1項により準用する令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 高引火点危険物の一般取扱所	則28条の61 1項	則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	(除く) 特例の一般取扱所	令19条2項各号	
規則5条3項1号	屋外タンク貯蔵所	令11条1項15号	令11条1項15号の規定により設けられた同号の防油堤で囲まれる区域内にある土地等

## 危険物施設の 許可申請書類の記載要領 (第2回)

大 阪 市 消 防 局  
危 険 物 研 究 分 科 会

オ「設置者」の欄は、当該製造所等の所有者の住所、氏名を記載すること。ただし、所有者から危険物施設の全面的な変更権限を与えられた者がいる場合は、当該変更権限を有する者を設置者とすることができる。なお、後段に定める者によっては、施設全体の変更権限を有する旨を証する規程、契約書等を添付すること。

カ「設置場所」の欄は、当該製造所等を設置する所在地を記載すること。なお、工場名等（例えば、第 1 工場、A 工場、樹脂工場、1 号倉庫、ボイラー室）も記載して差し支えないこと。ただし、移動タンク貯蔵所の場合は、常置場所の所在地を記載すること。

キ「設置場所の地域別」のうち「防火地域別」の欄は都市計画法で規定する区分により「防火地域」「準防火地域等を記載し、「用途地域別の欄は、都市計画法で規定する区分により「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」「商業地域」等を記載すること。

ク「製造所等の別」の欄は、「製造所」「貯蔵所」「取扱所」のうち該当するものを記載すること。

ケ「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄は、危政令第 2 条又は第 3 条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載すること。

コ「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」の欄は、消防法別表に定める類、品名及び最大数量を記載すること。また、品名のみでは、指定数量が明らかでない場合、( ) 内に当該指定数量を記載すること。なお、必要に応じて危険物の性状を示す書類を添付すること。

(記載例)

製造所において、最大数量が第 4 類第 1 石油類ピリジン（水溶性液体 100 ℓ、第 1 石油類メチルエチルケトン（非水溶性液体）2,000 ℓ、アルコール類メチルアルコール 500 ℓ、第 2 石油類灯油 2,000 ℓ の場合は次のように記載することができる。

第 4 類

第 1 石油類	ピリジン (400 ℓ)	100 ℓ
第 1 石油類	メチルエチルケトン (200 ℓ)	2,000 ℓ
アルコール類	メチルアルコール	500 ℓ
第 2 石油類	灯油	2,000 ℓ

サ「指定数量の倍数」の欄は、次によること。

最大貯蔵数量又は最大取扱数量を品名ごとに、それぞれの指定数量で除し、その和を求め小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位までを記載すること。ただし、小数点第 2 位を四捨五入することにより、位置、構造及び設備の技術上の基準が変わる（10 倍、100 倍等）場合は、小数点第 2 位を切り捨てること。

(記載例)

製造所において、9.96 倍となった場合は 10.0 倍とせず、9.9 倍と記載すること。

シ 最大貯蔵数量（倍数）又は最大取扱数量（倍数）の算定は次によること。

(ア) 危険物を燃焼消費する場合は、1 日における最大消費量を最大数量とし、この場合サービスタンクの容量（原則としてサービスタンクの容量は指



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒550 電話 (06) 443-2456 (代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
〒547 電話 (06) 707-3341



定数量未満とすること)は加算しないものとする。ただし、次に定める設備の最大取扱数量の算定は、それぞれに定める数量以上とすること。

A 冷暖房若しくは給湯用ボイラー設備にあっては、バーナーの時間当りの最大燃料消費量の2分の1にボイラーの運転時間(事務所ビルにつ

いては10時間とする。)を乗じた数値

(例)事務所ビルにおいて、暖房用のボイラーで灯油を燃焼している。ボイラーのバーナーの最大燃焼能力は200ℓ/hrで、1日の稼働時間は12時間であり、サービスタクの容量は800ℓである。(灯油の指定数量は1000ℓ)

消費量  $200 \times \frac{1}{2} \times 12 = 1200 \ell$

$1200 \div 1000 = 1.2$ 倍

サービスタクの容量 800ℓ

$800 \div 1000 = 0.8$ 倍

であるが、サービスタクの容量は加算しないのでこの一般取扱所の最大数量は、1200ℓで指定数量の倍数は1.2となる。

B 非常電源用発電設備にあっては、発電機の時間当りの最大燃料消費量が2時間運転したときの数値以上

(例)大型コンピューターを設置しているビルにおいて、停電時のバックアップ用に非常電源用発電設備を設けている。メインタンクとして、灯油を2500ℓ貯蔵する屋内タンク貯蔵所を設置し、ポンプにて一般取扱所(発電設備室)内のサービスタク(容量600ℓ)へ送油し、発電機用の内燃機関で燃焼消費する。内燃機関の1時間当りの燃料消費量は300ℓで、設計稼働時間は8時間である。

消費量  $300 \times 8 = 2400 \ell$

$2400 \div 1000 = 2.4$ 倍

サービスタクの容量 600ℓ

$600 \div 1000 = 0.6$ 倍

であるが、サービスタクの容量は加算しないので、この一般取扱所の最大数量は2400ℓで、指定数量の倍数は2.4となる。

(次号に続く)

設置許可申請書の記載例

様式第2(第4条関係)

製造所  
危険物  
取扱所 設置許可申請書

平成〇年〇月〇日

大阪市長 〇〇〇〇 殿

申請者 大阪市〇〇区〇町 〇〇〇-  
住 所 〇丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇〇)  
〇〇株式会社  
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

設置者	住所	大阪市〇〇区〇町 〇丁目 〇番 〇号
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
設置場所	大阪市〇〇区〇町 〇丁目 〇番 〇号	
設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別
	準防火地域	工業地域
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は 取扱所の区分 一般取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	第4類 第1石油類アセチレン(4001)2000ℓ 第2石油類キレン(4002)4000ℓ	指定数量 9.0 の倍率
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第19条 第1項 (規則第 条 第 項)	
位置、構造、設備の概要	鉄筋コンクリート階建て工場内に反応釜等も設ける。	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	粉末の原料(非危険物)等を、アセチレン・キレンを用いて反応・過熱を行ない、医薬品の中間体(非危険物)を製造する。	
着工予定期日	許可後10日以内	完成予定期日 着工後180日
その他必要な事項	申請担当者 工務課係長 大阪 一郎	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	許可年月日	
	許可番号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格JISとすること。  
 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いずしてはならないこと。  
 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び住する事務所の所在地を記入すること。  
 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。  
 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する法令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は( )内に記載すること。  
 6 ※印の欄は、記入しないこと。



**HATSUTA**

株式会社 初田製作所

大阪本社/〒573 大阪府枚方市扇田3-5 TEL. (0720)56-1281  
東京本社/〒105 東京都港区大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点は「ロフプリバン」です。



私たちはひたむきな安全への夢を、  
先端技術とふれあいの心で追求します。

頑固な夢がある。  
そこに在る。

危険物の事故例

溶融硫黄貯蔵タンクの爆発事故

神奈川県内の屋外タンク貯蔵所（溶融硫黄貯蔵タンク 3,000kl）が爆発し、タンク屋根板と側板の溶接継手部に亀裂を生じ、屋根が陥没、側板上部が変形する事故が発生した。

〔事故の概要〕

この事故は石油精製プラントのうち、硫黄回収装置から送られてくる溶融硫黄を出荷までの間、貯蔵しておく屋外タンクの事故である。

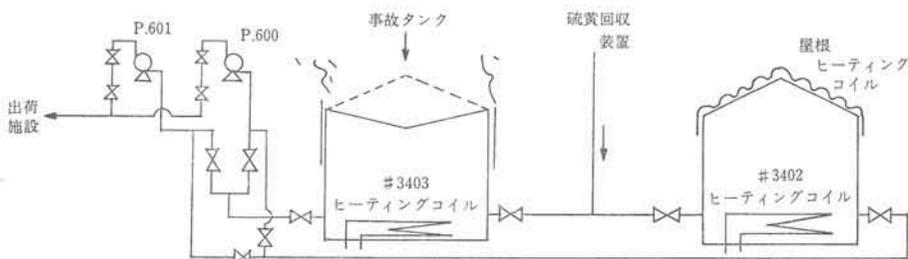
事故前日（3月4日）、#3403タンクの液面計が作動不良のため、内容物の受払いを停止していた。翌日、計装保全課員が状況確認のため当該タンクに向かったが、5分ほど後に爆発音が起こり、その音を事務所で聞いた操課員が現場に駆けつけたところ、#3403タンクの屋根が破損・変形し、タンク下に計装課員が倒れているのを発見した。

事故タンクの屋根に設置されていた自動液面計のチャンパー（点検口）が炭素鋼製で密閉構造となっており、チャンパー内は硫黄蒸気雰囲気でもあったことから、生成付着していた着火性硫化鉄が、液面計補修作業のため開放したチャンパー開口窓より流入した空気と接触し反応した結果、発熱高温化して着火源となり、タンク内部の硫化水素に引火し爆発したことによる。

〔問題点及び対策〕

屋外タンク構造や安全を最低限維持するために必要な設備は、危険物の規制に関する改令第11条に規定されている。ただし、タンクのその他の附属設備については、貯蔵する内容物、貯蔵形態、維持管理状況等の様々な貯蔵要件を考慮したうえで設置する必要がある。本件の場合、内容物が溶融硫黄であり高温での貯蔵状態であることに留意し、内容物に適合した構造・設備にするとともに可燃性蒸気の把握管理が必要である。ちなみに、当該タンクは、その後液面計チャンパーを撤去して開放型とし、液面計架台もステンレス製としたうえで、液面計ドラム室にエアパーージ機構を取り付け、又、タンク内気相部のガス検知等を実施することとした。

（財）全国危険物安全協会 提供



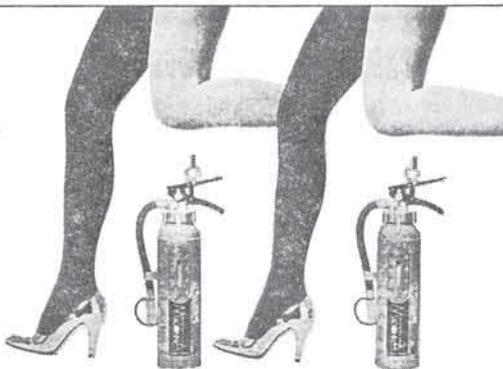
プラントの溶融硫黄経路図

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
MADONNA  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

鹿田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



# 平成4年度 保安講習日程表 (7月~12月)

### ◇化学工場関係 (3会場)

回数	開催日時(予定)	会場	
8	7月20日(月)	大阪府商工会館	大阪市
10	7月23日(木)	大阪府商工会館	〃
45	12月9日(水)	大阪府商工会館	〃

### ◇大阪北港コンビナート関係 (1会場)

25	10月13日(火)	此花会館	大阪市
----	-----------	------	-----

### ◇給油取扱所関係 (5会場)

5	7月13日(月)	大阪府商工会館	大阪市
6	7月16日(木)	大阪府商工会館	〃
9	7月22日(水)	大阪府商工会館	〃
11	7月24日(金)	堺市民会館	堺市
12	7月28日(火)	摂津市消防本部	摂津市

### ◇タンクローリー関係 (4会場)

15	9月12日(土)	大阪府トラック総合会館	大阪市
17	9月26日(土)	大阪府トラック総合会館	〃
18	10月3日(土)	*堺・臨海センタービル	堺市
31	10月22日(木) 夜	*堺・臨海センタービル	〃

### ◇その他・一般 (24会場)

2	7月8日(水)	大阪府商工会館	大阪市
3	7月9日(木)	大阪府商工会館	〃
4	7月10日(金)	大阪府商工会館	〃
7	7月17日(金)	*岸和田競輪場	岸和田市
13	7月29日(水)	*堺市民会館	堺市
14	7月30日(木)	貝塚市福祉会館	貝塚市
19	10月6日(火)	豊中市民会館	豊中市

20	10月7日(水)	*和泉解放総合センター	和泉市
23	10月9日(金)	大東市消防本部	大東市
24	10月12日(月)	*八尾市消防本部	八尾市
26	10月14日(水)	守口門真商工会議所	門真市
28	10月21日(水)	大阪府商工会館	大阪市
32	10月23日(金)	大阪府商工会館	〃
33	10月26日(月)	河内長野 ノバティールホール	河内長野市
34	10月27日(火)	枚方・府民センター	枚方市
35	10月28日(水)	枚方・府民センター	〃
37	11月4日(水)	吹田メッセ	吹田市
38	11月5日(木)	大阪府商工会館	大阪市
39	11月6日(金)	大阪府商工会館	〃
40	11月9日(月)	高槻市消防本部	高槻市
41	11月10日(火)	高槻市消防本部	〃
43	12月7日(月)	大阪府商工会館	大阪市
44	12月8日(火)	茨木市商工会議所	茨木市
46	12月11日(金)	大阪府商工会館	大阪市

注1. 講義時間は、午後13時又は13時30分開講で、受講時間はいずれも3時間。

注2. 会場欄の\*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

後期(平成5年2月)は次のとおり6会場、すべて一般の部の予定です。

- 大阪市内3会場
- 茨木、堺、東大阪 各1会場

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

## 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 技研ビル ☎358-9467~8